３．大規模行為における重点地域ごとの視点場と眺望・景観形成基準等

３－６．白川沿岸地域

３－６－１．視点場ⓐからⓔの眺望範囲※内での行為か。

□該当する（下表の左欄の視点場に☑を入れ、眺望の保全・向上の考え方への適合を確認後、右欄に（☑）して下さい）

□該当しない（３－６－２へ）

（※景観計画第２章第２節３（２）重点地域の景観形成方針 白川沿岸地域「③視点場と眺望」参照P６１～６６）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点場 | 眺望の保全・向上の考え方 | ☑ |
| □ⓐ子飼橋からの眺望 | 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。 | □ |
| 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。 | □ |
| 緑の連続性を生み出すよう、可能な限り道路側及び川側の敷地内を緑化します。 | □ |
| □ⓑ大甲橋からの眺望 | 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。 | □ |
| 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。 | □ |
| 上流を眺めた場合に、建築物が立田山の稜線を遮らないよう配慮します。 | □ |
| □ⓒ代継橋からの眺望 | 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。 | □ |
| 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。 | □ |
| □ⓓ長六橋からの眺望 | 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。 | □ |
| 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。 | □ |
| □ⓔ白川橋からの眺望 | 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P105）を使用し、屋上広告や壁面広告等の掲出を控えます。 | □ |
| 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。 | □ |

３－６－２．景観形成基準

白川沿岸地域（重点地域）の景観形成基準は下表のとおりです。

下表の景観形成基準への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ☑ |
| 基本事項 | ・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーション※１を作成し、景観影響を確認すること。※１　現況写真をもとに計画建物等の完成予想図を合成し、実際に建設した様子に近い景観を観察し、その景観上からの影響を評価するもの | 　　　　　□ |
| ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第２章第２節 P60～P66）の内容を確認すること。 |
| 位置・高さ | ・大甲橋から上流を眺望した場合、立田山の稜線を遮らないように配慮すること。 | 　□ |
| ・熊本城周辺地域に含まれる地域については、その対岸の地域も含めて、熊本城周辺地域の一般地区の高さの基準を適用する。 |
| 形態 | ・川に面する敷地の場合は、圧迫感を感じさせない、川にも顔を向けたデザイン及び配置となるように努めること。 | □ |
| 色彩・材料 | ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 | □ |
| ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 |
| 敷地の緑化 | ・白川沿岸の既存の緑に配慮し、緑の連続性や統一感を生み出すよう、道路側及び川側の敷地内の緑化に努めること。 | □ |

上表を確認後、下記事項を確認しチェック（☑）して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 熊本城周辺地域の対岸に位置している場合、熊本城周辺地域の一般地区の高さ（海抜高さ55ｍ）を超える高さではない。 |